

入学者選抜に関する合理的配慮の提供に関して

福島工業高等専門学校では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」および、「独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に則り、障害等による支援ニーズのある学生に対して、受験上または修学上の合理的配慮の提供を行っています。

入学者選抜において障害等を理由とした合理的配慮の提供を希望する者は、早めに福島高専学生課入試係までご相談ください。なお、合理的配慮の提供には準備に時間がかかることもあるため、出願書類提出期限の一か月前にあたる令和6年11月19日（火）を過ぎてからの相談および申請では準備期間が短くなり、希望する合理的配慮を受けられなくなる可能性があります。安心して試験を受けられるように、早めの相談および申請をするよう、ご注意ください。

必要に応じて、生徒、生徒の保護者および、出身（在籍）学校関係者に対して、相談された内容について質問する場合がありますが、合理的配慮に関する申請および問い合わせ内容は入学者選抜の可否判定には一切影響ありません。

入試の公平性を担保するため、合理的配慮提供の根拠となる資料の提出を求める場合があります。必要となる根拠資料に関しては、文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」によって示されている、1) 障害者手帳の種別・等級・区分認定、2) 適切な医学的診断基準に基づいた診断書、3) 標準化された心理検査等の結果、4) 専門家の所見、5) 中学校、特別支援学校中等部等入学前の支援状況に関する資料、6) 本人が自らの障害の状況を客観的に把握・分析した説明資料等が該当します。

※ 根拠資料に関しては提出の要不要に関しても入試担当窓口までご相談ください。ご提出いただく根拠資料としての要件を満たしているかどうか、担当係において確認いたします。満たしていない場合は、その理由を明示したうえで再提出を求めることがあります。

（お願い）

入学後に修学上の合理的配慮が必要な場合には、合理的配慮提供のための準備を十分に行うために、出願前の可能な限り早い段階で「事前相談」を受けられることをお勧めします。入試後、または入学後に合理的配慮に関して初めて申請なされると、修学に必要な支援を十分に受けられなくなる可能性があります。なお、事前相談を受けられても、入学者選抜の可否判定には一切影響ありません。